

第 4 0 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 6 号を第 1 7 号とし、第 1 5 号の次に次の 1 号を加える。

（ 1 6 ） 住民基本台帳カードの交付

第 3 条第 2 項中「 5 0 円」の次に「、住民基本台帳カードの交付の事務手数料は、 1 件 5 0 0 円」を加える。

別表 6 0 の項中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 1 号八」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 2 号八」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 1 号八」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 2 号八」に改め、同表 6 1 の項中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 2 号二」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 3 号二」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 2 号二」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 3 号二」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条に 1 号を加える改正規定及び第 3 条第 2 項の改正規定は、平成 1 5 年 8 月 2 5 日から施行する。

（ 提案理由 ）

住民基本台帳カードの交付に係る事務手数料を新設するとともに、租税特別措置法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。